

平成 16 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル バ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 久 三
(コード番号 : 6 7 2 8)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 室 長 常 見 佳 弘
(TEL . 0467-89-2033 大 代 表)

公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 16 年 3 月 15 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の株式会社東京証券取引所への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|--|---|
| (1) 発行新株式数 | 当社普通株式 5,000,000 株 |
| (2) 発行価額 | 未定(今後の取締役会で決定する。) |
| (3) 発行価格 | 未定(発行価額決定後、発行価額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 16 年 4 月 8 日に決定する。) |
| (4) 募集の方法 | 発行価格での一般募集とする。 |
| (5) 引受の方法 | 野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、丸三証券株式会社、岡三証券株式会社、UFJつばさ証券株式会社及び三菱証券株式会社を引受人とし、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が発行価額を下回る事となる場合は、新株式の発行を中止する。 |
| (6) 申込株数単位 | 100 株 |
| (7) 申込期間 | 平成 16 年 4 月 12 日(月曜日) から平成 16 年 4 月 15 日(木曜日)まで |
| (8) 証券会社申込期日 | 平成 16 年 4 月 16 日(金曜日) |
| (9) 払込期日 | 平成 16 年 4 月 19 日(月曜日) |
| (10) 配当起算日 | 平成 15 年 7 月 1 日(火曜日) |
| (11) 上記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

2. 株式売出しの件（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 3,710,000 株
- (2) 売 出 価 格 未 定（上記 1 における発行価格と同一となる。）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとする。
- (4) 申 込 期 間 上記 1 における申込期間と同一とする。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記 1 における申込株数単位と同一とする。
- (6) 引 受 の 方 法 野村証券株式会社が引受人となり、全株式を買取引受する。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 平成 16 年 4 月 20 日（火曜日）
- (8) そ の 他 前記各項記載の要領による売出しとは別に、野村証券株式会社が売出人となり、当社普通株式 1,000,000 株を上限とする売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合がある。この場合の売出しの要項は、前記（（ 2 ）～（ 5 ）及び（ 7 ））と同一となる。
- (9) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1 の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止される。

3. 第三者割当増資の件

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成 16 年 3 月 15 日開催の当社取締役会において、野村証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 16 年 5 月 18 日とする当社普通株式 1,000,000 株の第三者割当増資の決議を行っております。

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 発 行 価 額 未定（上記 1 における発行価額と同一となる。）
- (3) 割 当 価 格 未定（上記 1 における引受価額と同一となる。）
- (4) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が発行価額を下回ることとなる場合は、新株式の発行を中止する。
- (5) 申 込 株 数 単 位 上記 1 における申込株数単位と同一とする。
- (6) 証 券 会 社 申 込 期 日 平成 16 年 5 月 17 日（月曜日）
- (7) 払 込 期 日 平成 16 年 5 月 18 日（火曜日）
- (8) 配 当 起 算 日 平成 15 年 7 月 1 日（火曜日）
- (9) 前記払込期日迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 上記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記 1 記載の公募新株式の発行が中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

以 上

ご注意： この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（ならびに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集・売出しの概要

(1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	5,000,000 株
売 出 株 式 数	普通株式	引受人の買取引受による売出し 3,710,000 株 オーバーアロットメントによる売出し 1,000,000 株 ()

(2) 需要申告期間 平成 16 年 4 月 1 日 (木曜日) から
平成 16 年 4 月 7 日 (水曜日) まで

(3) 価格決定日 平成 16 年 4 月 8 日 (木曜日)
(発行価格は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を
勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成 16 年 4 月 12 日 (月曜日) から
平成 16 年 4 月 15 日 (木曜日) まで

(5) 払込期日 平成 16 年 4 月 19 日 (月曜日)

(6) 配当起算日 平成 15 年 7 月 1 日 (火曜日)

(7) 株券受渡期日 平成 16 年 4 月 20 日 (火曜日)

() 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に 1,000,000 株を上限としてなされる、野村證券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式の野村證券株式会社による売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成 16 年 3 月 15 日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 16 年 5 月 18 日とする当社普通株式 1,000,000 株の第三者割当増資 (以下「本件第三者割当増資」という。) の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、平成 16 年 4 月 20 日から平成 16 年 5 月 11 日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れる当社株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資にかかる割当においては、かかるシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	32,428,438 株
公募増資による増加株数	5,000,000 株
公募増資後の発行済株式数	37,428,438 株

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

3. 増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 10,021,750 千円（*）については、有機 E L 製造装置、次世代大型 LCD 用ディスプレイ製造装置、低温ポリシリコン TFT 製造用レーザーアニール装置等の研究開発のための資金に 5,000,000 千円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

また、第三者割当増資による手取概算額 2,020,150 千円（*）については、全額借入金の返済に充当する予定であります。

* 手取概算額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,150 円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への配当政策

(1) 配当政策

当社は配当につきましては、業績に対応した配当を行なうことを基本とし、あわせて、企業体質強化のための内部留保の充実と株主への利益還元とを勘案して決定する方針を採っております。

(2) 過去の 3 決算期間の配当状況

回次	第 97 期	第 98 期	第 99 期
決算年月	平成 13 年 6 月期	平成 14 年 6 月期	平成 15 年 6 月期
1 株当たり当期純利益	64.96 円	18.24 円	15.58 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	10.00 円 (-円)	7.00 円 (-円)	7.00 円 (-円)
実績配当性向	15.3%	38.3%	44.9%
株主資本当期純利益率	8.4%	2.2%	2.1%
株主資本配当率	1.2%	0.8%	0.8%

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要申告を行った者の中から、原則として需要申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要申告を行わなかった投資家の販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

6. その他

今回の公募による新株式発行に当たっては、当社の社員持株会に対して募集株式数 5,000,000 株のうち一定の株式を販売する予定であります。

以上

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。